貸付資金の名称	貸付事業資金
貸付資金額 (うち、国庫補助金)	64,540百万円 (64,540百万円)
貸付事業の概要	海外漁場の確保等を推進するため、本邦法人等及び本邦法 人等の出資にかかる現地法人等又は水産庁長官が指定する 国際機関に対する海外漁業協力事業に必要な資金の貸付け を行っています。
貸付事業の目標	海外漁場における我が国漁船の漁業活動の維持を図ることを 目標としています。
終了予定時期	当財団は、我が国海外漁場の確保を目的として、基金による 貸付事業及び技術協力事業を実施しています。入漁について は、協議等を通じ相手国政府によって、期間、隻数、漁獲量等 の条件が決められており、仮に、これらの事業が廃止されるこ ととされた場合、海外漁場の確保に悪影響を与えるおそれが あるため、当該事業については終期を設定していません。
貸付を希望する場合 の申請方法、申請期 限、審査体制及び審 査基準	貸付けを希望する場合は、随時相談を受け付けておりますので、融資部融資課までご連絡下さい。 融資部融資課は、当財団の「貸付規程」及び「貸付ガイドライン」に沿って審査を行います。